

令和5年度 亘理町いじめ問題再調査委員会
第5回委員会 会議録

- 開催日時 令和5年5月15日（月）午後2時30分
- 開催場所 自治会館 2階 207会議室
- 出席者
長谷川啓三委員長、川端壮康委員、佐々木央委員、神春美委員
- 欠席者
鎌田健司副委員長
- 説明のために出席した者
奥野教育長、齋義弘総務課長、南條守一教育次長、太田貴史教育総務課長、
久保昭裕総務班長

【公 開】

（久保班長）それでは定刻になりましたので、只今から第5回目の亘理町いじめ問題再調査委員会を開催いたします。はじめに、長谷川委員長よりご挨拶を頂戴いたします。

（長谷川委員長）既に第5回になりました。そして季節は非常に良い季節に入りました。連休が終わってしまいましたが、これからは良い季節が続くと思っております。委員の皆様には、遠方からも駆けつけていただき、大変心強く思っております。今日も、ご熱心な、ご活発なご意見を頂戴して、良いものが、意味のある会議に、良いものが作れるようにと思っております。よろしくお願いいたします。

（久保班長）それでは、ここで本委員会の公開、非公開の確認をさせていただきます。亘理町いじめ問題再調査委員会運営要綱第8条によりまして、本委員会の審議内容については、個人情報が含まれることから、非公開の部分につきましては、委員長が委員に諮って確認頂ければと思います。

（長谷川委員長）はい。いかがでしょうか。前回は、少し始めて、適当なところからという感じだったですけども。

（神委員）私は、公開でも大丈夫じゃないかと。前回同様、危ないんじゃないかとい

うところは非公開にしましょう。

(川端委員) 報告書が出ているところまでは、良いんじゃないんですかね。

(長谷川委員長) じゃあ、その辺の判断は僕らで。

(川端委員) この辺が問題だとくらいまでで、どうですかね。

(長谷川委員長) 少し公開で始めさせて頂いて、適当なところで、適当というのは公開の方がいいなというところ。はい。それでは、審議に入らせて頂きます。初めに、確認いたしますが、各委員の机の上に、鎌田副委員長の提供資料を配付させて頂きました。これは。

(長谷川委員長) 今日は欠席でございますので、また日を改めてご説明をいただくことになるかと思えます。それでは、前回から引き続きまして、議論を始めたいと思えます。いかがでしょうか。

(神委員) 先に私の方からいいですかね。

(長谷川委員長) はい。

(神委員) とりあえず佐々木さんの資料に入っちゃうと、ちょっと非公開の要素が出てくるかもしれないので。佐々木さんの判断にもよるんですけど、前回、お話をさせて頂いたように、学校の当時のですね。当時の学校側の責任者に再度、次回の、次回というのは6月とか、この次の第6回の時に必要であれば、その学校関係者への意見聴取を行ないたいということについての結論を今日出したいという話し、前回させて頂いているんですけども、その結論、今日しましょうと話しになっているんですけども。その時に、その必要があるんじゃないかと言っている私としてはですね。やっぱり学校側の提出されている資料のうちの、いじめ委員ですね。いじめ委員じゃない。対策委員会の施行規則であるとか、実施要領であるとかというのがあるんですけども、これも規則の設定が平成10年なんですよね。平成10年っていうのは、いかにも古くないかと。この後見直しをかける必要がなくて、もっとわかり易く言うといじめ防止法案って平成23年とか、25年とかっていうふうに改訂版が出て、最終版が今25年なんです。平成25年なんですけども。この学校が制定しているいじめ問

題施行規則というのは、平成10年のおくづけになっているんですよ。ということは、文科省が出して、県がそれを各、県配下の中学校、小学校各学校に通知を出してから、からって言ったらいいんでしょうかね。それは25、6年に、平成の25、6年だとすれば、10何年前のものそのまま使っているという古さ。その古くても必要な状況が加味されているということなのであれば、特段もんではないんですが、はたしてそうなのかどうかですね。何が言いたいかというと、この中に、委員会をただ、ちょっと構成員です。委員会のいじめ問題対策委員会という委員会の構成員を決めているんですよ。もしそれが機能していたんだとすれば、その会議当時の会議録か何かが残っているんだと思うんですね。これに基づいて、この平成10年に制定したのが。現在もそのまま生きているんだとすれば、これは現行だとすれば、委員長以下各委員をどういうふうを選んで、どういう構成で対応するかという組織が、機能したかどうかというのがまず一つ。というのは、例えば、親御さんなり子どもの方からいじめの問題なり、なんかそういう相談が、まあ担任かどなたかに上がった時に、そういう時に、どういう対応をしていたのかということを知りたいですよ。それ学校全体としていじめないし、この重大事態と言った時に多分対応したんだと思うんです。何らかの。それが多分記録が通常残っているはずなので、それちゃんと、どういう対応をしたのかまず知りたい、知りたいっていうか。それで防ぎえなかったのかどうかというの、一つあります。それともう一つは、この対策要項の中にアンケート取ることになって、これ宮城県全部そうなんですけども、年に3回とか4回とか全校生徒と、年に1、2回保護者にアンケートを取ることになっているんですね。そのいじめ問題の。そうすると当然、生徒の方からも上がっているだろうし、保護者側からも特に今回の事案に関する保護者からも上がっているんだと思うんです。ただ、そのアンケートを実施しなさいって決められているアンケートを実施したのかどうかというのがよく前回の調査内容からは把握できなかつたんです。私はですね。多分やっているだろうと思う。これ教育委員会の報告義務があるので。ゼロ報告っていうことはまずありませんから、多分やっているだろうと思います。報告のためにも、そうすると、当時それがどういう形で把握されていたのかっていうこと。つまり本人から、メッセージが上がっていたのかどうかというのが、その当時のアンケート調査見ないとちょっと分かんないと思っているんですよ。なので、学校側に記録があるのかどうかはまず一つ。もう一つは当時の学校長なり、それを統括。これ書面では学校長が統括責任者、委員長になっていきますので、副委員長が父母教授会会長ってなっていますから。PTAの役員なんでしょうけども、こういうのはどの程度機能していたのかというのが、それでも、防ぎえなかったということ。防ぎえなかったとしても、どの時点で発見、把握ができていたのかどうかっていうのが。アンケート調査か、若しくはこの

委員会ですね。学校中に設けられているいじめ問題対策委員会というのを設けているわけだから、これの中ではどのような扱いになっていたのかっていうのを聴き取り、データ見があればデータ見せて頂きたい。本人が書いたもの、若しくは保護者がこういうふうなことがありましたって上げているものが、資料として通常はまだ廃棄の年には当たっていないと思うので、残っていると思っているんですけどね。で、それを確認するためにも。次回、学校長ないし、しかるべき方において頂いて、資料も持参していただいて、説明を頂きたいというふうに思っているわけです。

(長谷川委員長) はい。ありがとうございます。この議論は、今日やりたいですけども、ちょっとこれは非公開に当たるとお思いますので、それ以外になんかございませんか。他の委員の方で。この公開している部分で、どんなことをこれから議論するかっていうのも、知られるのもいいとお思いますので。

(佐々木委員) ペーパー出しているんで、これについてちょっと説明してよろしいですか。

(長谷川委員長) これどうしますか。

(神委員) 名前を出さなければ。名前を伏せるぐらい。

(佐々木委員) 名前出さずに。大丈夫です。前回とちょっとかぶるんですけども、方向性みたいなことで視点のところちょっと特に注意したいなと思ったので。再び申し上げますけれど、事実認定について①として、学校とご遺族の認識の食い違っているところを中心に詰めて、一定の見方を示したいと。単なる両論併記にしないようにしたいと。委員会としての見方っていうのは事実は本当はどちらかですから。決められるところはやっぱりきめ決めていくっていうか、こちらの方が有力というふうに言うのかどうか分かりませんが。そこは表現の問題もありますが、留保は付けながらも、どちらの方への可能性が高いというようなことは書いた方がいいんじゃないかってことです。2番目は、視点として、ご遺族も主張されていますけれども、個別事実を点として捉えていて、こんなことがあった。これが解消しました。落ち着きました。はい、終わり。次は、またこれがありました。落ち着きました。はい、終わり。こういうやり方ではなくて、全体の流れをちゃんと追っていきたいということです。最終的には、自死を選ばれているんですから、やっぱり全体の流れとしては追い詰められている、追い込まれていく過程であろうということを見つけないと、

学校の見方と同じことになってしまうので、最後の最後まで、ある先生なんかは、個別のインタビューを見ていると、亡くなるという危機感を持っていらっしやらなかったと、次の日の試合には出てくるんじゃないかと思っているというような状況で、死を迎えているので、それはなぜなのかというか、まあ、後知恵ですけれど、終わってしまっていた視点、亡くなられてしまったところから、見直すっていうことになって、その時々悩まれた。当事者の先生方や周囲の方達には大変申し訳ない、断罪するような形になるかもしれないけれども、1人の方が亡くなったっていうことを重く見て、やっぱりそこからいろんなことを見つめ直して、流れを見ていきたいということです。それから、とりわけ、その学校の問題というの大きいように思われて、亡くなられた方との信頼関係が構築されていたのかどうかとか。それから危機的な事態がだんだん高まっていったと思われる9月以降の対応は適切であったかどうか。とりわけご本人との折衝対応、それからご両親への指導とか助言とか、あるいは一緒に取り組む体制とか、或いは友達への働きかけっても、必ず必要だったと思うんですけど、そういうことを意識して働きかけられていたのかどうかという、或いは教員集団でこの危機感というのが、どの程度どの時点で共有されていたのか、これは神先生がおっしゃる体制の問題と関わってくると思うんですけども、そういうことです。それでもう一つ、亡くなられたご本人中心に見ていると視野が狭くなりがちなので、私の取材経験から言うと、自死に至るようなケースは大体学校学級が荒れている。その時点では荒れてしまっていていっているケースがほとんどなので、その学校全体の状況、あるいはクラス全体の状況がどうであったかということをお忘れずにみたいと、これはアンケート見るとかなり出てきています。私の見方はここで述べるのは、やめますけれども、相当程度これを言及できるような状況があると思います。それから事後対応の問題点、私はここまではまだ見ていませんけれども、そういうようなことで学校は適切であったかって、家庭の問題に矮小化しないということをお、とりわけ大切にしたいと思っています。学校の相談記録などを見ても、やっぱり家庭の問題、家庭の問題というふうにしてしようとしているやに見える。見えなくもないような書きぶりのものが多く見られます。また結論としてもそういうふうには言っていたりもするので、そういうことを注意してやりたいっていうこと。私たちの仕事は、ご家庭の問題に介入して、ご家庭が悪い。どこが足りなかったのかということが問題ではなくて、公的機関、あるいは公的な人物が公的な仕事をするに当たって、これで良かったのかっていうことを検証することが主な中心になると思いますので、ここにあまり介入して問題を矮小化するってことを避けたいということです。それで3番目として、報告書が落とされたけれども、拾いたい事実がいくつもあります。これを拾っていくと流れがかなりよく見えてくると思うので、それを幾つか書いときましたけれども、このほかにも

なくなる前に検索していた言葉、アイパッドか 아이폰か、知りませんでしたけど。それで検索していた言葉を、お姉さんが、わざわざ復元して拾っていらっしゃいます。こういうのを拾うと、彼が何を検索してどういうふう迷っていたかってこと、分かることになるので、こういうこともちゃんと拾ったら、全体して最初に申し上げた、追い込まれていく過程を見るということに繋がるんじゃないかなと思います。前の報告書はやっぱり、結構安易、安易って言っちゃいけない。落としている部分があるかなっていうふうに私の目からは見えませんでした。で言うことが、これからの事実認定に当たっての、やや抽象的な言い方になりますけども、大切な視点なのではないかというふうに私自身が思って読んだということ。

(長谷川委員長) はい。ありがとうございます。前回述べていただいた。少しまたまとめていただきました。他に特になければ、この辺から少し議論に入っていきたいと思いますが。どうですか。

(川端委員) 今までお2人の委員の話が出てきましたけど、やはりちょっとこの学校の方、会議の記録とか、なんかいろいろ問題があるっていうように上がってきて、対処会議なんかを開いてらっしゃるようですけど。ここに入っている、頂いた資料に入っているものもあるんですけど。入っていないものも結構あるので、やっぱりそこら辺のそんなふうに会議で把握されていて、どういうふうに対処してってということになったのかと、そこの考察の資料になるようなものは、やっぱり欲しいものは結構あるかなという気がしました。

(長谷川委員長) はい。ありがとうございます。はい。それじゃあ、これからは少し委員だけで。じっくりと議論させて頂きたいと。それで、報道の方も含めて、ご退室をお願いをします。会が終了してから、報道機関に対する記者発表をこの場で行います。それまで他の委員への個別の取材等のご遠慮いただきたいと思います。よろしくお願ひします。